

中小企業の経営者・勤労者などの皆さんへ 各種融資制度・補助をご利用ください

市では、中小企業の経営安定化や勤労者の生活改善などを目的とした、各種融資や補助を行っています。

小口融資制度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

対 象 市内で1年以上引き続き同一事業所を営む、従業員20人以下の事業所（商業・サービス業については、5人以下）

融 資 額 1,250万円以内

資金使途 運転資金、軽易な設備資金

返済期間 96カ月以内

利 率 年0.8%（ほかに保証料0.5%～2.2%が必要です）

※既借入などによっては、融資が受けられない場合があります。

申 市内の銀行・信用金庫の各支店または市役所産業振興課

勤労者向け住宅資金・生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と福祉向上を図るため、東海労働金庫と提携している融資制度です。

対 象 いずれも市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務する満20歳以上の方（返済期日満了時に満75歳以下の方）

①住宅資金融資制度

内 容 1世帯1物件で、2,000万円以内（返済は35年以内）

※金融機関から住宅関連の融資を受けている場合は、その状況によって本制度を利用できないことがあります。

②生活安定資金融資制度

内 容 1世帯200万円以内（返済は15年以内）※自家用車取得や教育費など、具体的な計画が必要です。

申・問 東海労働金庫可児支店（☎0120-60-8623）

土岐市中心市街地等出店資金融資制度

商店街の活性化を図るため、中心市街地などへ新たに開業する方へ融資します。

対 象 中心市街地に新たに店舗や事業所を開業する個人または法人で、事業の内容は小売業、飲食業などで一般の消費者を顧客とするもの ※大規模小売店舗へ出店する場合を除きます。

融 資 額 1事業者500万円以内（出店資金総額の1/2以内）

※返済は最長7年（据え置き1年含む）で、年利2%（信用保証付きの場合1.6%）

申 市内の銀行・信用金庫の各支店

各種補助制度

■小口融資等信用保証料助成制度

対 象 各小口融資制度（市小口、県小口、全国小口、中心市街地等出店資金）を利用した方

助 成 額 融資実行の際に支払った信用保証料の全額（100円未満は切り捨て）

■小規模事業者経営改善資金（マル経）利子補給制度

対 象 日本政策金融公庫のマル経融資を利用した方

補 助 額 約定利息の1回目から12回目までに支払った利子の全額（100円未満は切り捨て）

■ベンチャー企業等支援制度

地場産業の新たなビジネスチャンスの創造や、ベンチャー企業の育成を推進する制度です。

対 象 県融資制度（創業支援資金または産業活性化資金のうち一定の要件に該当するもの）を利用した方

補 助 額 融資金額に一定の率を乗じた額。ただし、1事業者200万円を限度とします。

その他、中心市街地などへの新たな出店に関して、家賃補助や店舗を貸し出した方への補助制度があります。

問 産業振興課（内線236）